

新型コロナウイルス感染症に対応した「民間金融機関を通じた資金繰り支援」の取扱期限を延長します

◇新型コロナウイルス感染症に対応した「民間金融機関を通じた資金繰り支援」の取扱期限の延長について

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けた中小企業者の資金繰りをさらに支援するため、国の緊急経済対策により、県制度融資を活用した3年間の実質無利子や保証料ゼロの融資（「新潟県新型コロナウイルス感染症対応資金」）を、民間金融機関（地銀、信金等）を通じ、5月1日（金）から実施しているところです。

このたび、令和2年12月8日付け閣議決定された経済対策を踏まえ、当該融資の取扱期限を令和2年12月31日から令和3年3月31日まで延長します。

融 資 条 件

(1) 対 象 者

新型コロナウイルスの感染拡大による影響で売上高が減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた中小企業者

<保証概要>

○セーフティネット4号	・全都道府県が指定	・売上高▲20%以上が対象
○セーフティネット5号	・全業種（一部遊興娯楽業等除く）	・売上高▲5%以上が対象
○危機関連保証	・地域及び業種によらない	・売上高▲15%以上が対象

(2) 融資限度額

4,000万円

(3) 資金用途

運転資金・設備資金・借換資金

(4) 融資期間

10年以内（うち据置期間5年以内）

(5) 融資利率

一定の要件を満たした場合、3年間無利子

3年以内 年1.15%

3年超5年以内 年1.35%

5年超7年以内 年1.55%

7年超10年以内 年1.75%

(6) 信用保証

一定の要件を満たした場合、保証料ゼロ

(7) 取扱期間

令和2年5月1日から令和3年3月31日まで（※）

（※） 令和3年3月31日までに保証申込みを受け付けたもので、かつ令和3年5月31日までに融資実行されたものを対象とする。

利子補給条件

- (1) 補給対象 本制度融資を受けた者のうち、下記に該当する者
＜売上高等減少＞
○個人事業主（事業性のあるフーレンス含み、小規模に限る）▲5%以上
○小・中規模事業者（上記を除く）▲15%以上
- (2) 補給期間 3年間（補給率100%）

保証料減免条件

- (1) 減免対象 本制度融資を受けた者のうち、下記に該当する者
＜売上高等減少＞
①個人事業主（事業性のあるフーレンス含み、小規模に限る）▲5%以上
②小・中規模事業者（上記を除く）▲15%以上
③小・中規模事業者（上記を除く）▲5%以上
- (2) 減免内容
(1)①及び②の方・・・保証料負担ゼロ
(1)③の方・・・保証料1/2

申込先(取扱金融機関)

第四銀行、北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北越後農協、越後中央農協、越後ながおか農協、柏崎農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協、みなみ魚沼農協、越後さんとう農協、にいがた南蒲農協の県内営業店

- ※ 融資については取扱金融機関及び新潟県信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしても融資が行えない場合があります。
- ※ 次の方はご利用になれません。
- ・県税を滞納している方
 - ・金融機関から取引停止の処分を受けている方
 - ・新潟県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない方 など

新潟県「中小企業金融相談窓口」
(産業労働部 創業・経営支援課 金融係)
TEL: 025-285-6887
時間: 8:30~17:30

本件についてのお問合せ先
創業・経営支援課 関根、貝沼
TEL025-280-5240 FAX025-285-3783